副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
≪第９回議事録≫

■日　時：令和８年９月 18 日（金）　9：30 ～ 10：50
■場　所：大阪市役所　屋上階（Ｐ１）会議室
■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとる委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）
おはようございます。それでは定刻となりましたので、第９回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第６条第３項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。
この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますように、よろしくお願いいたします。
それでは議事に入らせていただきます。本日は財政調整や財産、債務などについて協議をいたします。それでは事務局に資料を用意いただいておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。お願いします。

（事務局：芦原副首都推進局理事）
財政調整と財産・債務についてご説明を申し上げます。まず、資料１の「財政調整について」でございます。おめくりいただきまして、３ページからご説明を申し上げます。
財政調整制度の設計を行うにあたっての考え方でございますけれども、事務分担案による事務の仕分け結果をもとに、大阪市の事務に係る特別区及び大阪府、それぞれでの一般財源ベースでの必要経費を算出するなどしており、これが今からご説明をします制度設計の根幹となります。
４ページでございます。なぜ財政調整制度が必要かということでございますが、特別区設置に伴い対応が必要な財政面の課題が大きく二つございます。第１は、特別区と大阪府の事務分担案による財源の過不足でありまして、図でお示ししましたように事務分担案に対応する特別区と大阪府の歳出と、特別区と大阪府の間で移転する一般財源収入額を比べますと、地方財政制度上の財源移転のみでは特別区の一般財源収入額が約 2,200 億円多くなり、その分大阪府の一般財源収入が不足するという事態が生じます。
第２の課題は、特別区間の税源偏在による収支の不均衡でありまして、表の右側にお示し

をしましたとおり、特別区間で人口一人当たりの税収差が 2.3 倍の開きが生じます。

そこで５ページ、今申し上げました課題を踏まえた制度の方向性でございますが、副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、東京都区で採用する「都区財政調整制度」を導入しつつ、事務分担案のもと特別区と大阪府間の適切な財源配分が可能となり、大阪の実情に応じた独自の制度構築をめざすとともに、制度が将来にわたり適切に運用されますよう、透明性が高い特別区重視の仕組みづくりをめざすこととしております。

基本的には前回案と同じ内容となっております。一つ目が、特別区財政調整交付金の創設、二つ目が、大阪独自の制度として目的税交付金の創設、三つ目が、制度運用の透明性を確保するための「財政調整特別会計（仮称）」及び「大阪府・特別区協議会（仮称）」の設置を柱として考えております。

６ページ以降、具体的な制度設計でございます。

まず、７ページをお開きください。特別区財政調整交付金の制度設計の概要でございます。

まず、大阪府と特別区の配分に係る財源としまして、東京都で適用されている現行制度で財源とされているもの、法人市民税や固定資産税などの普通税三税だけでなく、市町村分として算定される地方交付税、府・市がともに交付団体であることを踏まえまして、この地方交付税相当額を加えることでより安定的な制度としております。

財源配分は、特別区設置の日が属する年度の前年度までの３か年の平均値で算定することといたしますが、特別区設置によるコストの規模を勘案し、特別加算を検討することとしております。

次に各特別区への配分、いわゆる水平配分でございますが、まず普通交付金 94%、特別交付金６%に分けて措置をいたします。普通交付金は、地方交付税に準じた算定方法により、つまり特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付することで、特別区の歳入・歳出の偏りに対応し、大阪の特別区として標準的なサービスの財源を確保いたします。

８ページと９ページは、今ご説明をしましたあらましと同様の内容でございますので、細部の説明を省略いたします。９ページの下でございますけれども、東京都で行っている財政調整制度の現行法上、財政調整財源は普通税三税等に限られていますことから、地方交付税相当額の財源の追加や、特別加算には法改正が必要でございまして、国と協議してまいります。

10 ページでございます。特別区と大阪府間の財源配分の配分割合の算定方法は、事務分担案に応じて特別区と大阪府に配分するもので、次のページの算定方法によりまして、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの３か年分の平均で算定をいたします。例えば、参考に令和５年度から令和７年度の決算で試算をした場合でございますが、その表の一番下でございます３年平均は、特別区が 75.1%、大阪府は 24.9%となります。

11 ページをお開きください。各年度の配分割合の試算の方法でございますけれども、令和６年度決算ベースでご説明をいたします。

左側、大阪市の歳出を分けますと、特別区が実施する事務に係る所要一般財源(A)が 7,123 億円、大阪府が実施する事務に係る所要一般財源（B）が 3,102 億円となります。その右側、財政調整財源以外の歳入でございますが、特別区の自主財源、目的税交付金等（C）は 3,558 億円、地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等（D）は 1,744 億円にとどまりまして、特別区・大阪府双方に財政調整の必要額（E）及び（F）が生じることとなります。その総額（G）に対する（E）と（F）の割合によりまして、特別区への配分割合として 72.4%、大阪府への配分割合として 27.6%が算出されます。ちなみに、前回協定書案作成時の試算に用いた平成 28 年度決算ベースでは、特別区が 78.3%、大阪府 21.7%だったので、約６%変動したということになりますが、それは特別区の自主財源である個人市民税が 400 億円あまり増えるなど、市全体が 620 億円と大きく拡大したことで、(E) 部分、財政調整に係る頼るべき額が縮小したことなどによるものでございます。

12 ページ、今までのご説明は、特別区財政調整交付金の総額、いわゆるマクロの配分についてのご説明でございましたが、各特別区への配分、水平配分のためのミクロの算定についてご説明をいたします。

まず、基準財政需要額の算定方法は、このページの（ア）から（エ）でお示しした４階建てで積み上げを行います。まず、(ア）の地方交付税の算定に準拠する部分ですが、土木費、教育費、厚生費などの費目に応じまして、特別区の標準的な水準とされる行政を行うために必要となる一般財源を算定いたします。単位費用に道路延長や人口などの測定単位と、人口規模等に応じた補正計数を掛け合わせ算出をいたします。（イ）から（エ）は、大阪の特別区の実情に応じた財源需要を算定するための独自の仕組みでございます。

まず、(イ）大阪特有の実情を反映するための生活保護費等の義務度の高い経費を加算するものです。生活保護費や障がい者自立支援給付など、前年度決算額と（ア）の部分で地方交付税に準拠して算定した額の不足差額を加算いたします。

（ウ）大阪市で発行した地方債（既発債）の償還に係る費用を全額加算する部分でございますが、それを加算いたしますことによりまして、特別区が持ち出し負担をすることがないようにいたします。

最後に、(エ）の高度な住民サービスの市独自事業枠でございますが、市独自の事業実施にかかる財源枠を設定いたしまして、保育無償化、子育てサポートアプリやクーポン事業、習い事・塾代助成、敬老パスなど人口配分で按分することによりまして、高レベルサービスを維持できる財源を計上いたします。

おめくりいただきまして、13 ページでございます。

基準財政収入額の算定方法はおおむね地方交付税制度に準じた形でございます。標準税収入のうち、算入する割合である基準税率につきましては 85%となっておりまして、地方交付税の 75%と 10%の差がございます。

なお、残り 15%は各特別区が独自施策等を行うための留保財源となります。国からの地方譲与税につきましては、100%の算入になります。

14 ページから 15 ページの途中までは、基準財政需要額の算定に関しまして、大阪特有の実情を踏まえた制度設計とした（イ）、（ウ）、（エ）の部分について説明したものでございます。生活保護費などの扶助費は、義務度の高い経費でありまして、歳出全体に占める割合が高く、各特別区間の偏在も大きいことや地方交付税の算定において措置不足があり、大阪市が国に財政需要の適切な算入や全額算入を求めている状況など、加算の理由を説明したものでございます。

15 ページの一番最後でございますが、特別区に配慮した新たな取組といたしまして、特別区の一時的な資金不足への対応を講じます。財政調整制度の導入により、各特別区での資金収支のタイミングが今の大阪市とは変わることから、一時的な資金不足の可能性が懸念されることへの対応といたしまして、資金需要に配慮した財政調整交付金の概算払い等の制度設計を構築することといたします。

次、16 ページでございます。目的税交付金についてご説明します。

大阪府が徴収することとなる目的税二税、事業所税と都市計画税につきましては、大阪市での過去の充当実績を勘案し、事務分担案に応じて特別区と大阪府に仕分けられた事業に充当することといたしまして、目的税交付金を創設して特別区に配分をいたします。配分割合は、財政調整財源の場合と同様、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの３年度分の平均値で算定をいたします。

下の表、令和６年度の決算ベースでの特別区・大阪府別の主な充当事業と充当額は、左下の小表のとおりでございまして、都市計画税だと特別区では都市公園や区画整理など、大阪府では下水道、鉄道整備や高速道路などに充てております。また、参考までに令和５年度から７年度までの金額で試算をした結果は右の表のとおりでございまして、一番右下の欄でございますが、３年の平均で特別区が 33.4%、大阪府が 66.6%となります。ちなみに、東京都の状況でございますが、東京都では都市計画税の一部、約 10%を交付金として特別区に配分する制度がございますが、事業所税を特別区に配分する制度はないと聞いております。

17 ページでございます。こちらは、制度運営の透明性確保の工夫でございまして、まず、「財政調整特別会計（仮称）」の設置を行い、財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は、全て「財政調整特別会計（仮称）」で行い、大阪府の一般会計とは別管理することで透明性の確保を図ります。

まず、式の流れでございますが、東京都の会計の仕組みとは違いまして、財政調整財源となります普通税三税等や目的税二税につきましては、一般会計の際に混ぜるのではなく、特別会計が直接収入する点を特徴としております。特別会計で財政調整の財源全てを経理した上で、特別区への交付や大阪府一般会計の資金繰り出しを行います。

18 ページでございます。また、「大阪府・特別区協議会（仮称）」における協議の仕組みを整えます。

基本的な考え方は、特別区と大阪府間の財源配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負うこと。大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている

広域的な役割を果たすための事業に充当すること。税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議をすること。特別区間の交付基準につきましては、地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査することとしております。

財源の特別区と大阪府間の配分割合に関しては、大阪府は財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財源の充当状況などを公表し、「大阪府・特別区協議会（仮称）」に報告することとし、協議会で財源配分割合の妥当性について検証してまいります。特別区から意見や協議の要請があれば協議会で議論を行い、必要に応じて協議をし、その結果、配分割合を変更する場合は大阪府で条例を改正いたします。

特別区間の交付基準に関しましては、基準財政需要額、基準財政収入額のうち、地方交付税の算定に準拠する事項の精査、あるいは大阪特有の実情を反映するため加算している経費の検証などを行います。

19 ページ、「３　財政調整制度の検証」でございます。

大阪市が現在実施しております住民サービスを特別区・大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担案や特別区間における税源格差などに対応するための制度として設計をしております。それがどの程度機能するか、収支の状況、税の偏在の解消状況や裁量経費の状況の視点で検証いたしました。

このうち、裁量経費は特別区長がマネジメントをできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額を標準的な行政サービスを行うのに必要な経費と見立て、これを超える一般財源の額を算定したものです。結果は 21 ページにお示しをしております。

一つ目の収支状況でございますが、全ての特別区において収支を均衡するかを見ましたが、全ての区で収支均衡を達成することができました。

二つ目、税の偏在の解消状況は、特別区間の収入格差や府内の都市や東京都特別区の格差と同程度かということを確認しましたが、区間の格差は 1.1 倍となり、府内都市間の 1.4 倍、大阪市隣接９市間の 1.3 倍、あるいは東京都特別区間での 2.0 倍に比べて、それらの格差の範囲内に収まっていることが分かりました。

三つ目、裁量経費の配分状況は、特別区間の裁量経費の格差が府内の都市と同程度かを確認いたしました。区間の格差は 1.3 倍となり、府内都市間の 2.0 倍、大阪市隣接９市間の 1.4 倍に比べ、それらの格差の範囲内に収まっていることが分かりました。

三つの視点全てで他自治体と比較し、財政調整制度が適切に機能していることを確認できたものと考えております。22 ページから 25 ページまでは、この検証に係る掲出資料ですので、必要に応じてご参照を願います。

26 ページをご覧ください。参考ですが、既発債の公債費についてご説明をいたします。

発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還することを基本といたしますが、償還に係る公債費の負担割合は、特別区が 65%、大阪府が 35%とした上で、各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整により必要な財源を確保いたします。既発債の公債費は、毎年減少してまいりまして、この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当すること

が可能となると考えております。

具体的に、令和６年度末の市債残高の内訳を見ますと、表の一番下ですが、特別区が１兆2,915億円、大阪府が7,050億円の市債残高となっておりまして、この比較から65%、35%となるものでございます。財政調整の説明は以上でございます。

続きまして、資料２「財産・債務」の説明を行います。

お開きいただきまして、本資料の前提でございます。今回の資料は、第８回協議会の結果を踏まえた事務分担案や、本資料でお示しをする承継の考え方の案に基づきまして、副首都推進局で大阪市の財産・債務について承継先の整理を行ったものでございます。今後、庁内関係所属の確認や本協議会での協議を経まして、財産・債務の承継先や各種数値などを確定いたしまして、特別区設置に伴う財産処分について取りまとめていく考えでございます。

おめくりいただきまして１ページ、目次のページでございますが、この資料における用語についてあらかじめご説明いたします。

ページ下側の右側の表でございますが、「行政財産」には、公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産、いわゆる本来の行政財産でございますが、このほか、「行政的目的のある普通財産」、「無体財産権」のほか、公有財産以外の財産のうち「物品」を含むこととしております。

また、「普通財産等」は、「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とすることとしております。

続きまして２ページでございます。２ページは、大阪市の財産・債務の現状をトータルでお示しをしております。全会計合計で14兆7,405億円に上ります。大阪市の地方債は、全会計で２兆7,569億円、債務負担行為としては、全会計で約１兆5,410億円でございます。

これらにつきまして、副首都機能の整備と住民サービスの提供を適切に実施できるよう、事務分担案や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要でございます。

次、３ページでございますけれども、３ページと４ページは、一般会計・政令等会計の財産等の、各カテゴリー別に主な内容をお示ししております。詳しくはまた別のページでもご説明いたしますので、５ページをお願いいたします。

５ページは、財産・債務の基礎数値の出典地点ベースをお示ししております。例えば、一般会計・政令等会計の土地・建物・工作物につきましては、令和７年３月末時点の大阪市公有財産データに準拠しております。

６ページ、財産・債務の承継の全体概要でございます。

基本的な考えとしましては、副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担案や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要でございます。

一般会計・政令等会計の財産・債務を対象に承継先を整理しますと、一般会計・政令等会計の財産・債務の承継については、財産について事務分担案や財産の性格を踏まえながら承

継ルールを設定いたします。債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定します。地方債については、債権者保護の観点から大阪府で承継ルールの設定をいたします。

まず財産ですが、行政財産については、事務分担案に基づき、財産の所在特別区又は大阪府へ承継をいたします。普通財産等については、特別区に承継することを基本とし、大阪府には事務分担案や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分のものに限定をいたします。

大阪府へ承継される財産の事業終了後の取り扱いについては、特別区に配分するということを基本に、個々の財産の状況を踏まえ「大阪府・特別区協議会（仮称）」で協議の上、決定いたします。

債務負担行為は、確定債務は事務分担案に基づき、事務を所管する特別区又は大阪府へ承継。偶発債務は、債務の内容や事務分担案等により、承継方法を検討いたします。

地方債は、債権者保護の観点から大阪府に一元化して承継をします。詳しくは後ほど説明をいたします。また、準公益企業及び公益企業会計に係る承継については、事務分担案に基づき、各企業会計ごとに全ての財産・債務は大阪府に承継をいたします。

７ページでございます。財産区分ごとに、特別区・大阪府の別及び各特別区への承継ルールは、一般政令等会計では、まず、行政財産につきましては、事務分担案に基づいて特別区又は大阪府に承継をいたします。特別区・大阪府双方に利用される施設は、協議・調整の上、共同で利用いたします。特別区間、各特別区への配分でございますけれども、土地・建物・工作物、動産、物件につきましては、所在の特別区に承継をいたします。市域外にある行政財産は、前回案では一部事務組合でございましたが、近隣特別区に承継するとしております。受益や利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に１か所しかない施設で共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整を行うとしております。

無体財産権につきましては、財産に関連する特別区の承継としております。

物品につきましては、財産の所在特別区に承継としております。

次に、普通財産等は、行政目的と結びついておりませんことから、特別区と大阪府の配分につきましては、特別区に承継することを基本としております。大阪府には、事務分担案や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定をいたします。

各特別区への配分でございますけれども、土地・建物・工作物につきましては、財産の所在特別区、前回は一部事務組合で管理をし、売却収入を配分するとしておりました処分検討地も含めて所在特別区に配分することとしております。なお、市域外にある普通財産は、近隣特別区に承継をいたします。

大阪メトロ株などの株式や出資による権利につきましては、特別区数による均等割とする案としております。

債券につきましては、特別区数による等分のほか、個人向け貸付金は区内の債務者数や債務額で分割するなど、貸付金の内容に応じて承継をいたします。

基金・現金につきましては、各特別区の人口按分や基金・現金の性質に応じて承継をいたします。

８ページ、債務でございますが、債務負担行為のうち確定債務は、特別区・大阪府の事務分担案に基づいて特別区又は大阪府に承継、各特別区へは事務の契約等に応じて関係特別区に承継をいたします。

偶発債務と次の地方債については、後ほどご説明をいたします。

準公営・公営企業は、財産・債務全て事務分担案に基づいて大阪府に承継するものでございます。

以上、市外財産や市内１か所の施設、処分検討地以外につきましては、前回案と同様の内容となっております。

続きまして、９ページでございます。地方債の承継についてご説明いたします。

事務分担案のもとで、各特別区及び大阪府が新規に発行する地方債、これにつきましては、それぞれの判断と責任で発行し管理することとなりますが、一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から大阪府に一元化して承継し、償還することを基本といたします。ただし、母子・父子・寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し、償還をいたします。

この仕組みの理由でございますが、まず、市場公募債など既に金融市場で取引をされている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割して名義変更することは事実上不可能でございます。また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に大阪府に承継し、償還することが適当なことが挙げられます。

また、地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるものでございますが、臨時財政対策債など財産形成につながらない大阪市債も発行されておりまして、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要となっております。

大阪市債の承継に併せまして、大阪市の「公債償還基金」と「共同発行市場公募債の連帯債務」、これらにつきましても大阪府へ承継をいたします。償還費用は、特別区と大阪府の事務分担案に応じた割合で負担をし、財源は財政調整財源等で確保をいたします。大阪府では、承継する大阪市債に関する公債管理を独立・明確化するため特別会計を新設します。

10 ページは、地方債の償還についてのイメージでございますが、発行済みの大阪市債が大阪府に一括承継された後、右側の絵の左下部分ですが、新たな特別会計で管理します大阪市債は、金融機関等に大阪府から一括で償還をいたします。

その財源につきましては、特別区からの償還負担金と大阪府の会計からの公債費分の負担、これらで資金を賄います。なお、特別区の償還負担金の財源につきましては、横に矢印が伸びておりますが、財政調整財源から必要な額を基準財政需要額として調整するものでございます。

このページの一番下でございますが、今回、公債償還基金の運用先として特別区を含むこととしております。その趣旨は、特別区設置後、財政調整制度により資金収支のタイミングが変わりますことから、一時的な資金不足の発生を懸念しておりまして、一時的な資金不足

が発生した場合、公債償還基金の運用としまして、特別区への貸付制度の検討が必要と考えております。

11 ページ、偶発債務についてご説明いたします。

損失補償は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、大阪市が行ってきたものでございます。金融機関は、損失補償での与信により融資を実行・継続してきたものでございまして、融資の枠組みを維持するためには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、事務分担案に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本といたします。

引当財源の考え方でございますが、偶発債務につきましては、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があります。これに対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要でございます。

偶発債務の引当財源として、大阪市財政調整基金のうち、損失補償の債務相当額を大阪府に承継をし、大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を減少の都度、特別区に配分いたします。引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、「大阪府・特別区協議会（仮称）」で協議をいたします。偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、「大阪府・特別区協議会（仮称）」で協議の上、決定をいたします。また、外郭団体に対する大阪市貸付金についても大阪府に承継をします。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立てをしてまいります。

具体的な対象の団体でございますが、下の表のとおり、MDC（湊町開発センター）、ATC（アジア太平洋トレードセンター）、クリスタ長堀に対するものでございまして、大阪府で計 168 億円を承継することとなります。

12 ページ、13 ページは、財産・債務の承継の姿の掲図でございます。特別区等は 9 兆 541 億円、大阪府が財産で言うと 3 兆 5,709 億円を承継することとなります。

次の 13 ページでございます。特別区と大阪府に承継する財産の概要でございますけれども、備考欄を順次ご覧いただきますと、行政財産では、消防、港湾等関係のほか、インテックス大阪などの産業拠点を大阪府に承継いたします。普通財産は特別区への承継です。

物品は、大阪府に承継する割合が高いこととなっておりますけれども、大半が消防関係の物品でございます。

株式は、大阪府の事務分担案と密接不可分な大阪港埠頭株式会社の株式、偶発債務関係などについて大阪府が承継いたします。

出資による権利としましては、これも事務分担案と密接不可分のものとしまして、公立大学法人大阪出資などについて大阪府に承継いたします。

債券は、事務分担案と密接不可分の大阪公立大学法人大阪貸付金、アジア太平洋トレードセンター（ATC）の貸付金などについて、大阪府が承継をいたします。

基金・現金につきましては、損失補償の債務の引当として、財政調整基金 2,857 億円のう

ち168億円を大阪府に承継をいたします。また、公債償還基金につきましては、大阪市債務償還財源として大阪府に承継をいたします。

14 ページが各特別区の財産承継の内訳でございまして、財産の合計、表の一番下の欄でございますが、第１区では１兆4,766億円、第２区では２兆6,063億円、第３区で２兆5,597億円、第４区で２兆4,118億円。一人当たりでいきますと、第１区で279万８千円、第２区で365万円、第３区で374万４千円、第４区で273万１千円となっておりまして、その金額を見ますと、次のページのグラフのとおりということになります。

16 ページ以下は掲出資料等ありますので、順次質問をしてご参照いただければと思います。説明は以上でございます。ありがとうございます。

（事務局：西島副首都推進局長）

説明長くなっておりますが、続きまして資料３の方のご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、まず資料３－１でございますが、広域と基礎の事務分担につきまして、第８回の協議において、概ね事務分担が確定をいたしましたため、事務分担案として取りまとめたものでございます。

おめくりをいただきまして、１ページ、２ページ以降、前回もご説明させていただきました内容でございまして、全体改めて整理をさせていただいておりますので、またご参照いただければと考えてございます。

それから、これに伴いまして、資料３－２というのも抜粋で付けさせていただいているものございますが、全編につきましては、委員の皆様はタブレットに別途格納しておりまして、ホームページにも出させていただいておりますので、またご覧いただければと思っております。

表紙をご覧いただきまして、広域と基礎の事務分担について資料編として、先ほど資料３－１でお示しした基本的な考え方に沿って、分野ごとに事務分担を一覧にしたものでございます。

おめくりいただきまして、１ページ目、掲載している事務につきましては、令和８年度で実施している3,071事務、大阪市の局室の事務が3,064、大阪府の７事務でございます。これらについて、事務の名称や法令上の権限、東京都の状況などを整理するとともに、事務分担案をお示ししております。

２ページ以降は、まちづくり分野の抜粋例となってございまして、また、必要に応じてご覧をいただければと考えております。すみません、説明は以上でございます。

（杉江会長）

ありがとうございます。

そしたらまず最初に説明がありました資料１の財政調整について協議をしたいと思います。ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。藤田委員。

（藤田委員）

ありがとうございます。非常によくできた制度だなというふうに印象を受け止めております。先に細かいところをいくつか確認したいんですけれども、まず７ページのところ。

地方交付税上は歳入というのは 75%算定ですけれども、今回はこの特別区間の水平調整において収入額を 85%で算定するということで、裁量経費が 10%分浮いてくる差分があるんですけれども、これを包括算定ということで基準財政需要額の方に上積みするという制度になっているのかなと思いまして、合計で 25%に合わせに行っているのかなとお見受けしますが、東京都の状況の 10%相当分を特別区の人口比で配分となっているんですけども、この東京都で人口比で配分されている部分は、大阪ではどのように取り扱われているのかっていうのが一点。

それからですね、次、12 ページのところ、高度な住民サービス等の市独自事業枠（エ）のところ。これも敬老パスや塾代助成など人口按分となっているんですけれども、当然塾代助成であれば学齢期の子どもたち、今小学校５年生から中３までしか使いませんし、敬老パスであれば高齢者の方だけしか使わないということなので、単純に人口按分なのかなというところをお伺いしたいなと思っています。

それから、８ページの右側の特別交付金というのがあるんですけれども、特に大規模災害等が起こった場合、当然特別区だけの財源では災害対応ができませんので、特別交付金が交付されると理解をしているんですけれども、これは財源としてはどこに当たるんでしょうか。この三つをお願いします。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：瀬藤副首都推進局担当課長）

お答えいたします。まず、一番最初の７ページのその他行政費という 10%に相当するところではあるんですけども、こちらは交付税基準、75%がありまして、プラス 10%分ということになりますので、こちらの 12 ページの資料でいうところの主に（イ）と（エ）について充当される考え方となっているというところになっております。

続きまして、人口按分しているというところなんですが、こちらについては確かにご指摘のとおり、子育て等はあるんですけども、この軸はそういう今のサービスを保証するための財源というよりは、特別区の区長が自らの裁量で使える経費という考え方ということにしている関係上、特定の指標で割るのではなく、人口按分としていろいろな区の実情に応じた事業に使えるということになっております。

それから最後に、特別交付金ということでございますけれども、特別交付金につきましては財政調整に入っておりまして、図でいいますと 11 ページのこの必要財政調整額の（E）の

欄、こちらの方に特別交付金は入るという形になっております。以上でございます。

（杉江会長）
藤田委員。

（藤田委員）
ありがとうございます。一定、その特別区長の裁量を残したというところで理解をいたしました。また、この 10%相当分を各区に均等に割り振るのではなくて、（イ）と主に（エ）に割り付けるということであれば、恐らくここでも紹介されていますけれども、各特別区ごとにニーズのばらつきというか、歳出の格差というのがありますので、それに応じた分け方をしていただいているということで理解をいたしました。その成果が東京都特別区では２倍以内に格差を抑えているということなんですけども、今回の案では 1.1 倍ということで、非常に限りなく格差を縮めていただいた結果になっているのかなと拝見しました。大阪独自の東京より進んだシステムということで、格差を完全に解消したと言っても過言じゃないのかなと思っています。

また、一番大事なところは、格差が生まれないということももちろん大事なんですけれども、やっぱり基準財政需要額、ここをしっかり満たしていけるのかというところで、同じく 21 ページですけども、留保財源を 15%残しながら全ての区で収支均衡しているというところで、特別区長が今後政策を実行していくという話がありましたけれども、もし何も変えないという前提に立てば、今のサービスは全て維持されるということが財源的にも証明されたということで、非常に安心していただける制度になっているのかなと思っております。

一つ、私がこの説明聞く前まで懸念しておったのが、スタートの時はこれでいいんですけれども、今後その広域が一元化されて都市が成長していく、ここが今回の主眼ですので、となった時にその成長の果実ですよね、都市が成長した成長の果実っていうのは、基本的にはその法人税とか、法人事業税、都市計画税、固定資産税、この部分に入ってきますので、やはり特別区側にあんまり身入りが少ないんじゃないのかなと。個人市民税とかは、都市が広がっていけば特別区域外、今の大阪市域外から勤務をされる方とかが増えていけば、個人市民税というのは特別区には落ちてこない話になりますので、広域の方ばっかりが得するような制度になっているんじゃないのかなっていう懸念を抱いておったんですけど、今回の説明では、目的税交付金を創設していただいたことによって法人事業税とか都市計画税の一部も特別区の方に加算するということですので、十分特別区間にもインセンティブが働く制度になっているのかなと思いましたので、非常に制度設計頑張っていただいたなと受け止めております。ありがとうございました。以上です。

（杉江会長）
ほかはいかがでしょうか。高山委員。

（高山委員）

ありがとうございます。15 ページの（エ）のところ、先ほども出てきた市独自事業の実施に係る財源確保のところで一点、確認させていただきたいと思います。

財政調整の財源配分については、特別区設置の属する年度の前々年度までの３か年の平均で算定と先ほどお聞きしていたところなんですけれども、今、特別区の設置に向けて協議している中ではあるんですけども、例えば今、大阪市域の課題に向き合ったりする中で、仮に（エ）に書いているところ以外のところで新設とか拡充っていうのがあった場合、それも特別区に引き継がれていくものになるのではないかと思っているんです。ここに書いている、いわゆる例示されている事業に限らず、算定の対象となるような最終年度までに新設とか拡充した分も含めて確保されるというような理解でいいのか、確認させていただきたいと思います。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：西口副首都推進局担当課長）

新規事業にかかわらず、独自事業は財源の範囲内で実施されるものでございます。収入の状況が前年度と同水準であれば、前年度までに実施している事業の財源は確保されるものと認識しております。

今回、先ほど前々年度とおっしゃっていましたが、こちらは前回の特別区設置協定書におきまして記載されているものでございまして、今回も同様に定めた場合、前々年度までの新設拡充分及び廃止縮減分は、特別区と大阪府間の配分割合に反映されます。一方で、特別区設置後１年で廃止されるような事業であっても、特別区と大阪間の配分割合には反映されるということになっております。以上でございます。

（杉江会長）

ほか、置田委員お願いします。

（置田委員）

財政調整のところの何点かお聞きしたいんですけど、まず 11 ページのところのお話で、やはりお聞きしていて、いろいろ過去の前回の協定書の財政調整の話と比べるとよくわかるんですけれども、やはり大阪市の税収、財政がかなり好転したという結果、財政調整の数字も大きく様変わりしたなという印象を持っております。

まず、先ほどの説明がありましたとおりで、この財政調整財源の配分割合、令和６年度決算ベースでいくと、特別区の 72.4%、大阪府に 27.6%というところが、前回平成 28 年度決算

ベースですと特別区 78.3%、大阪府が 21.7%というところで、かなり特別区への配分割合がぎゅっと圧縮されているというような数字になっていると思うんですけど、それは先ほどご説明あったとおりで、特別区の自主財源、例えば個人市町村民税とか地方消費税、このあたりが税収はこの数年間で上振れした結果というような理解でいいんだと思うんですけど、そうすると今後、特別区設置もだいぶ先ですけども、さらに税収が好転していけばさらにこの特別区の配分割合が下がっていくというような見通しになるという理解でいいのかどうかっていうところをまずお聞きしたいと思います。

続いてですけど、財政調整財源のところについてですけど、法人市民税、固定資産税とかが財政調整財源というところで、今回のですと 5,129 億円となっております。この資料の中でいうと、財政調整財源（G′）というところで 5,129 億円となっているんですが、実際の事務配分に応じた必要財政調整額が 4,924 億円となっておりますので、その結果でいくと、余剰金がかなり生じるという結果になって、計算すると約 205 億円という数字になるんですが、この余剰金については令和６年度でいくと特別区 72.4%、大阪府 27.6%ですけど、この配分割合に従って 205 億円が配分されるというような理解で合っているのかというところ。先ほどと同じ質問ですけど、税収がさらに上振れしていくと、財政調整財源も増える。固定資産税とか税収増えると思うんですけど、そうするとまた余剰金が増えていくというような見通しでいいのかというところ、お聞きしたいと思います。

もう一点あるんですが、９ページのところに特別加算の話が書かれております。

前回の協定書案でも特別加算というところで、特別区設置に伴うイニシャルのコストで設置後 10 年間のランニングコストを見るという形で、特別加算というのを制度に組み入れたというような経緯があったと聞いておりますけど、このあたりは今回の協定書案でも、私としては盛り込んでいって、特別区の方に財源を振り向けて、より今の大阪市が行っている高度な住民サービスをさらに上回るような、住民サービスができるような財政措置というのを講じていくべきじゃないかと思っているんですが、特別区設置のコストに見合う形での加算というような形になってしまうのか、そうじゃない形でも何かそういう特別加算というのが制度設計として組み立てられるのかっていうところをお聞きしたいと思います。というのは、下の気になるところで、財政調整財源って普通税三税というところ、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税という三税等が基本となっているんですけど、交付譲与税もそうですけど、今回特別加算というのも財政調整財源に組み入れるとなると、新たな法改正は必要というような記述があるんですけども、そういう形で法改正することによって特別加算というのが可能になるのかっていうところをお聞きしたいと思います。その３点、お願いいたします。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：瀬藤副首都推進局担当課長）

３点ということですが、まず、税収が増えた場合の対応ということではあるんですけれども、11 ページは令和６年度の決算に基づきまして推計しましたので、当然、例えばこの場合、(C) の額が増加すれば、(E) の額が減るというような形にはなりますが、実際に大阪府、特別区に再編された場合は、このシミュレーションというのは、それぞれの特別区において税収見込みを立てまして、予算を編成することになります。そのときは、配分割合というのは、そのときの配分割合、ここで 72.4％と 27.6％とすれば、その割合に応じて税収が入ることを前提に組むことになると思われますので、おっしゃっているような配分割合の変更があるかどうかというと、予算編成の段階では恐らく税収が増えたからといって変更されることはないとは思います。ただ、その状況が変われば、「大阪府・特別区協議会（仮称）」において、配分割合の変更の協議の対象になってくるのかなと考えているというところでございます。

それから、９ページの法改正につきましては、前回は、実際の法改正、総務省と協議した内容は、条例に定める額を加算するという内容の情報を加えてくださいということで総務省と協議して、一応了解を得ているということでございましたので、その協議の過程でどういった加算が必要になるかというあたりは、総務省と協議をしていくということにはなるかと思いますので、コスト見合い以外のやり方があるかどうかというあたりは、その協議次第かなということになるかと思います。以上でございます。

（事務局：芦原副首都推進局理事）

補足させていただきます。まず、(C) の欄ですね、特別区の自主財源が増えれば、(E) の部分が縮小して、配分割合が減っていくのかという最初のおたずねでございますけれども、毎年決算に応じて、この割合が毎年変動するというものではございませんで、一旦決めた割合というのは、「大阪府・特別区協議会（仮称）」で協議をして変えようということにならなければ変わらないと思います。

といいますのも、毎年変わると特別区にとっても、来年どれだけの割合で入ってくるのかって分からないので、一定安定的な財政運営ができるように固定した割合で運営をして、必要に応じて配分割合の協議を行っていくという、そういう仕組みでございますので、(C) の額が今年増えたからといって割合が変わるというものではございません。

(C) の額が増えたことによって (E) の部分が減って割合が減るということは、確かに数字の面では特別区の配分割合は減ったなと見えますけれども、裏返して言いますと自主財源で自分のところの財源を賄える状態により近づいているということですので、必ずしも悪いことではないのかなと考えております。

もう一つ、財政調整財源の必要財政調整額 (G) と、実際にあります財政調整財源 (G′) の差額ということでございますけれども、委員ご指摘いただきましたとおり、余りの部分につきましてはこの配分割合に応じまして、特別区と大阪府に配分されるということになり

ます。逆に足りないということも可能性としてはございまして、その場合は、限られた財源を配分割合に応じて配分いたしますので、その不足分につきましても、特別区と大阪府それぞれで負担するという形になります。

最後ですが、特別加算の部分でございます。こちらにつきましては、今、課長からご説明申し上げましたように、条例で定める額を加算することができるというのが前回国との協議でございますので、そのような形で今回も協議が整えば、地方交付税相当額の加算の部分と、この特別加算の部分と合わせまして、両方いっぺんに読める改正になるのかなと考えます。

その特別加算の部分をどのぐらいの税度にするかということでございますけれども、今回、前回に比べてコストの増高を想定されますので、一定増額が必要かなと考えておりますが、それを超える加算につきましては今回の制度設計は基本的には事務分担に応じて財務・債務を振り分けることを基本としておりますので、そこのところをどう考えるかということかと思いますが、その点を踏まえてご協議をいただければと思います。以上でございます。

（杉江会長）

ほか、いかがでしょうか。

（東委員）

ありがとうございます。今ちょうど必要財政調整額（G)、財政調整財源（G′）の差額の件で教えていただきましたけれども、不足の場合もいわゆるこの按分率でやっていくんだというお話でしたけれども、そもそも算定根拠が府・市ともに交付団体であるというのが前提でやっていますけれども、今それぞれ特別区が税収が上振れしてきた時にその配分割合にどう影響するんだという議論の中で、仮にですけれども特別区４つ合計がいわゆる不交付団体だということで認定がされた場合ですね、特に臨時財政対策債なんかまだ措置されてない、当然措置されていない分、これについては、今のお答えでしたらいわゆるこの72.4%、27.6%と、この割合に応じてその穴埋めをしていくとこういう理解で間違いはないんですか。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：芦原副首都推進局理事）

制度上ですね、まさにご指摘いただきましたように、地方交付税の不交付団体になった場合には、これまでに発行してきました臨時財政対策債の償還財源につきましては、基準財政需要額に算入されるという点では、交付税措置されたということになるんですが、実際には交付税は不交付で来ませんので、実質的には今の市税で負担をするということになります。

その財源につきましては、まさに個人市民税でありますとか、財政調整に含まれる法人市民税、固定資産税等で賄っていくというのが、今の大阪市の姿でもございますので、特別区を設置した場合も、全体としてそういった財源の中で対応していく必要が生じるということでございます。

（杉江会長）

ほかいかがでしょうか。そしたら、この「財政調整」の関係については、先ほどありました特別加算については、今後コストが明らかになった段階で、内容を改めて協議をしていきたいと思います。また、特別区の一次的な資金不足の対応は、事務局で制度構築を進めていただきたいと思います。また、これ以外については、この説明がありました事務局案資料のとおりとすることで、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、資料２の「財産・債務」について協議をしたいと思います。資料２について、ご意見やご質問のある委員の方は挙手を願います。東委員。

（東委員）

お聞きしたい点が財産・債務の承継の部分なんですけれども、６ページ、全体的な考え方のところで、財産の（・）２から３にかけて、いわゆる大阪府へ承継されたその財産の事業終了後の取り扱い、ここについてですけれども、特別区に配分することを基本といたしますということで書いてありますけれども、事業終了後、例えば府の方でまたこういうことで使いたいということになったときに、これはここに書かれている終了後の取り扱いを特別区に配分するということについて、どのような担保がなされるのかご説明をお願いします。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：鍋島副首都推進局担当課長）

お答えいたします。今回、委員ご指摘の点も考えまして、資料６ページに大阪府に承継される財産の事業終了後の取り扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、「大阪府・特別区協議会（仮称）」で協議の上決定と記載しているところでございます。

特別区に配分することを基本とすることの考え方、意味についてでございますが、承継財

産に係る事業が終了すれば、大阪府はそのことを特別区に通知と連絡することになります。その上で、承継財産を区民や府民の要望に応じて、他の用途に転用しようとするときについては、大阪府は特別区に対してその必要性についての説明責任を有すると考えております。その際に大阪府が他の用途に転用しようとする場合には、「大阪府・特別区協議会（仮称）」において、住民のニーズの状況とか、特別区へ配分せず転用することが必要である理由について大阪府が説明して、特別区と協議を行うことと考えております。

「大阪府・特別区協議会（仮称）」の制度設計についてでございますが、こちらの方については、今後法定協議会でご協議いただくことになりますが、前回協定書で申しますと、「大阪府・特別区協議会（仮称）」は、合意による運営を基本とするとともに、万一協議が不調となった場合には第三者機関を設置することになっておりまして、学識経験者、弁護士等を調整委員ということで迎えまして、調停案を提示することとなっておりましたところです。今回も前回同様の仕組みにするかについては、今後、ご協議いただきたいと考えております。以上でございます。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
ありがとうございます。財産転用を続けていく場合は、大阪府がその説明責任を負うというところはよくわかりましたけれども、今ご説明あったような、今後、「大阪府・特別区協議会（仮称）」においてどのような進め方をして、まずここに基本とすることをどのような担保の仕方をするのかというところは、今後この法定協議会でも議論をさせていただきたいと考えています。ありがとうございます。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。置田委員。

（置田委員）
前回からも議論がありますが、財産のところで大阪メトロ株ですけれども、この今回お示しいただいた資料に基づくと、普通財産のところの、株式及び出資による権利というところで、特別区に承継する、特別区数による均等割ということで、各４特別区に25%ずつ配分をするという、そういう内容になっているという理解でいいのでしょうか、というところをまず確認させていただきたいと思います。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鍋島副首都推進局担当課長）
お答えさせていただきます。株式出資による権利につきましては、承継ルールといたしまして、特別区間の配分については、広域上の理由というより、主に議決権の行使等を目的に有するものであることから、各特別区の相手方法人等に対する関与の度合いを均等にすることが適当と考えまして、均等配分ということにしているところでございます。

（杉江会長）
置田委員。

（置田委員）
そうすると、具体の大阪メトロ株についても、４特別区で 25%ずつというふうな、そういうラインになっているという理解でいいんですか。

（事務局：鍋島副首都推進局担当課長）
原案の承継ルールを踏まえますと、25%ずつという考え方になります。

（杉江会長）
置田委員。

（置田委員）
前回からの大阪メトロ株、団体監理事務という中で、いろいろ議論している中でも複数の委員からいろいろ議論が出まして、やはり均等割にした場合の 25%ずつとしたとき、あまりないケースかもしれないですけど、やはり例えば２区と２区で賛否分かれるような場合っていうのは、株主総会の意思決定の印象が生じたりしますので、その辺のところっていうのは、例えば人口割であるとか、その路線の割合であるとかっていうところで議論もいろいろあったかと思うんですけども、そういったところの議論というのは、まだいろいろ煮詰まってないところもあるのかなと思っているところでして、ここは今回では決めずに持ち越したらどうかと思うんですけども、私からの提案という形でさせていただけたらと思います。

（杉江会長）
このご意見、ほかはいかがですか。紀田委員

（紀田委員）
７ページに、無体財産権って結構古い言葉が書かれているんですけど、この知的財産権のうち、特別区に関連する財産がその特別区に行くということなんですが、具体的にはどこか

の特別区に、大阪市内全体ではなくて、大阪市内の特定箇所に関連があるような商標権だとかっていうものが全ての内容ということでよろしいですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：宮之前副首都推進局担当課長）
無体財産権のあるものが商標権が主になりまして、例えば区役所のキャラクターの名前とか、そういったものになっておりますので、それぞれの特別区に所属するものと考えております。

（杉江会長）
ほかはいかがでしょうか。財産・債務の関係、先ほど置田委員からありましたこの株式のところですけども、もう少し議論するのか、どうですか。東委員お願いします。

（東委員）
大阪メトロ株はいろいろこの間議論になっていますので、今、置田委員おっしゃるように、もう少しその均等がいいのかどうかというところは、議論の余地があるのかなと思っています。ただ、いろいろ議論の中で、事業の執行についてはやっぱりそのメトロの取締役会であり、そういうところが意思決定機関になりますから、あくまで株をどう持ち合うのかというところで、一つは考え方としては、他の財政調整と同じように、人口に応じた形で持つのも一つなのかなと私は今思いましたけれども、そういったところも含めて、均等である必要があるのかというところをもう少し議論はいるのかなと思います。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。この大阪メトロ株を含む株式のところに関しては、今後もう少し資料も用意いただいて、どういうあり方がいいのかっていうのは引き続き協議ということにさせていただきたいと思います。
これ以外の部分に関しては、皆さん、今、事務局から提案のありました「財産・債務」の考え方で進めてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）
そうしたら、そういう形で進めさせていただきます。
続きまして、資料３の「広域と基礎の事務分担」について、ご意見、ご質問のある方がお

られましたらお願いいたします。たけち委員お願いします。

（たけち委員）

ご説明ありがとうございます。この事務分担についてでありますが、前回、おおむねの事務分担が確定したということで、今回つけていただいている資料３－１と３－２、本日は現時点の参考にしてということでしたので、資料をつけていただいて確認をさせていただいております。

今後、財政シミュレーションに向けて法定協議会でも議論してきました、この包括的な事務事業の分担をもとに、詳細の事務分担もこの間で行われてきたと思っております。これが資料３－２になったと思うんですけれども、前回も発言をさせていただいたところでございますが、詳細の事務に落とし込んだ際に、仕分けした内容と若干変わってしまっているというような箇所がございました。

資料３－１と資料３－２を見比べた際に、相違が生じているというところがあるということでございます。これまで、侃侃諤諤と本当に議論を重ねながら、法定協議会という公の場において決定した事務分担でございます。この事務分担は主に資料３－１の事務分担だったかと思いますが、資料３－２のとおり、細々したといいますか、本当に具体的詳細にわたるこの事務数の分担作業は極めて専門的であって、さらには実務的であるかと思うんですけれども、その分、なかなか住民の皆さん方には見えにくい、見えがたい手続きだと思っております。府民、市民の皆様方に本当に見えない業務手続きだからといってですね、やっぱりこの法定協議会で決定しました内容を水面下で、結果的に変わってしまっているというような結果にはならないようにだけ、慎重かつ丁寧に調整をお願いしたいと考えております。

今回、副首都にふさわしい大阪の広域行政のあり方とともに、新たな基礎自治体をどのように作るかといった重要な議論でございます。府内の市町村ではこうしているからということで、それで一律に振り分けてしまうと、そういったことではなくて、新たな特別区において必要な専門人材を確保できるのか、また、事務を安定的・継続的に執行できるのか、また、広域で担った方が効率的・効果的な業務はどれなのかといった遂行体制まで含めて検証する必要があるかと考えております。

例えばですね、広域と基礎間の事務委託という考え方もあるわけでございます。形式的な事務の振り分けではなくて、副首都・大阪にふさわしい広域自治体と住民ニーズにしっかり応えることのできる充実した新たな特別区、その双方が実際に機能する制度となるよう、執行体制まで含めた実現可能性を十分に確認した上で、詳細な事務分担を整理していただいて、できる限り精緻で、かつ実行性の高い財政シミュレーション、これを実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。あくまで意見表明でございます。

（杉江会長）

ありがとうございます。事務分担について今たけち委員からありましたけども、この場で決定させていただきましたので、その詳細は非常に事務の数も膨大にありますので、ここで議論するというよりは事務局、各担当課の方で詳細を詰めていただきまして、まさにたけち委員がおっしゃったように、これから新しく作っていく制度なんで詳細な細かいところ、しっかりと整理をいただけたらと思いますので事務局の方でそこはよろしくお願いいたします。

ほか何か事務分担についてご質問、ご発言ございますでしょうか。

そうしたらこの「広域と基礎の事務分担」についてはこの形で進めさせていただきます。

続いて前回の法定協議会で委員の皆様にお願いいたしました特別区の議員定数について協議をしたいと思います。維新案として資料をまとめていただいておりますので、資料４について藤田委員から説明をお願いいたします。

（藤田委員）

それでは資料４についてご説明いたします。大きく選挙区と議員定数について議論を重ねてまいりました。

結論から申し上げますと、選挙区は各特別区域内に一括するということで、各特別区ごとでの選挙ということで提案させていただきます。そして議員定数ですけれども、これも次回の大阪市会の統一地方選挙で適用される議員定数、具体的には 70 名ですけれども、これを各特別区内において各行政区ごとに積み上げたもの、具体的には表に書いておりますように、第１区 13 人、第２区 17 人、第３区 18 人、第４区 22 人ということで、合計 70 人ということで、提案をさせていただきたいと思います。

考え方を簡単に説明させていただきます。主に議員定数のところですけれども、現行でも、次の統一地方選挙で定数は変わりますけれども、各行政区ごとにおいて適切な議員定数を議会において議論した上で選出をしているということですので、今回、制度設計の中でまだ確定的に決まったわけではありませんけれども、地域自治区なども今後は走っていくことになろうかと思いますので、基本的には一つの特別区となったとしても、今のような議員の動き方、各行政区の範囲内でそれぞれ適切な人数が選出されていると、各地域の住民ニーズをしっかり汲み上げているということで、第１区 13 人ということで見かけ上は非常に小さく見えるかもわかりませんけれども、面積が４分の１になって、議員定数も４分の１になっているということなので、今と同じように民意をしっかり汲み上げることができると、これが大前提となっております。

加えまして、今回の制度設計において、広域事務というところが大阪府あるいは大阪都の方に移管されますので、我々基礎自治体の議員としては、非常に住民自治に専念しやすくなるということで、今の大阪市会よりもさらに住民ニーズに沿ったような議論が深められるのではないかということも意見としてあります。

それから、現在専門的なところになるんですけど、大阪市会では六つの委員会、常任委員

会と分かれて、各議員が一つの委員会に基本的には所属するということで運用しておりますので、実際には自分の所属している委員会と違う委員会のところで自分が議論したい内容があったとしたら、自分に近いような考え方の議員を探してお願いをして、代わりに質疑をしてもらうというような運用が実態として行われているんですけれども、それで不都合なく今やれているというのはもちろんそうなんですが、今後、人数がこの４分の１になった場合、所管委員会を例えば今６個に分かれているものを三つに分けるとか、あるいは６個のままで一人の委員が二つ、三つの委員会に所属するとか、そういう運用が実際的に出てくるんじゃないのかなという議論がありまして、そうなった際には、幅広く自分が議論をしたいと思うような委員会で、自分の言葉で質疑ができるようになるという意味では、さらに今よりも議会活動が活性化するんじゃないのかなということが期待されるということで、今のこの議員定数をそのまま割り付けるという案に落ち着きました。

そして、選挙区について一つ解説をしておきたい、付け加えておきたいと思うんですけれども、見かけ上、当選人数が少なくなりますので少数の意見が届かないんじゃないか、みたいなご批判がもしかしたらあるかもしれないんですけれども、現在は選挙区が行政区ごとに縛られておりまして、議員定数が２から５ということになっておりますので、なかなか二人区、三人区というところで、少数の会派、少数政党の議員が当選しづらいというようなことも日々批判としていただいております。そうした中で、この一つの特別区をまるごと選挙区とすることによって、一定少数会派の当選ということもしやすくなってくると思いますので、今よりもさらに少数の声の吸い上げというのも、議会の面でもさらに進むということが議論されましてこの提案となりました。以上でございます。

（杉江会長）

ありがとうございます。

その他、委員の皆さんから補足等ご説明ありましたら、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしたら、特別区の議員定数については、維新案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（杉江会長）

それでは、特別区の議員定数については維新案のとおりといたします。

本日の協議事項は以上になりまして、次回は組織体制や職員数、そして先ほども出てました特別区協議会、地域自治区について協議をしたいと思いますので、事務局の方で資料の作成をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）
はい、承知しました。

（杉江会長）
それでは、次回は10月1日の木曜日に開催することとし、開始時刻や会議場所については事務局で調整をお願いいたします。この際、何かご発言ございますでしょうか。
それでは、本日の議事は以上でございます。どうも皆さんお疲れ様でした。